

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

資料2-1

内閣府男女共同参画局 説明資料

基本的考え方

- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題である。
- インターネットなどの普及により多様化している女性に対する暴力については、新たな視点から迅速かつ効果的に対応することが求められている。
- 暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠である。

成果目標(抜粋)

項目	現状	成果目標(期限)
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、おどす) (平成21年)	100% (平成27年)
配偶者暴力防止法の認知度	76.1% (平成21年)	100% (平成27年)

項目	現状	成果目標(期限)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	21か所 (平成22年)	100か所 (平成27年)
性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター	22都道府県 (平成22年)	各都道府県に最低1か所 (平成27年)

施策の実施

○女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・広報啓発など女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成
- ・相談・カウンセリング体制等の整備
- ・防犯対策の強化など暴力の発生を防ぐ環境づくり
- ・被害実態の把握など暴力に関する調査研究等

○配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・被害者の保護から自立支援まで切れ目のない支援
- ・ストーカー行為等への厳正な対処等

○性犯罪への対策の推進

- ・性犯罪被害者への支援充実
- ・性犯罪捜査体制の整備など性犯罪への厳正な対処
- ・再犯防止対策など加害者に対する対策の推進等

○子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止策など児童ポルノ対策の推進
- ・被害児童への適切な対応等児童買春対策の推進

○売買春への対策の推進

- ・婦人相談所と関係機関との連携強化による売買春からの女性の保護、社会復帰の支援

○人身取引対策の推進

- ・「人身取引対策行動計画2009」に基づく人身取引の防止・撲滅と被害者保護のための効果的な取組の推進

○セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ・相談体制の整備など雇用・教育・研究・医療・スポーツ分野等の場における防止対策の推進

○メディアにおける性・暴力表現への対応

- ・インターネット上の児童ポルノ画像等の流通防止対策の推進
- ・メディア産業の性・暴力表現についての流通・閲覧等に関する対策の在り方の検討等

内閣府における女性に対する暴力の根絶に向けた取組(1)

女性に対する暴力とは

- ・ 配偶者からの暴力
 - ・ 性犯罪
 - ・ 売買春・人身取引
 - ・ セクシュアル・ハラスメント
 - ・ ストーカー行為
- 等を含む広い概念

配偶者からの暴力等に関する施策

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)
 - 平成16年に議員立法により一部改正(平成16年法律第64号)
 - 平成19年に議員立法により一部改正(平成19年法律第113号)
 - 平成25年に議員立法により一部改正(平成25年法律第72号)
※平成25年7月3日公布、平成26年1月3日施行
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(法律第2条の2)
 - 平成16年12月2日(内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)
 - 平成20年1月11日(内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)
- 3 地方公共団体及び民間団体の取組の促進
 - 必要な助言、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数等の取りまとめ
 - 職務関係者に対する研修
 - ・ 官官・官民連携促進ワークショップ
 - ・ 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発 指導者研修
 - 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業【復興庁予算】
- 4 広報啓発
 - 配偶者暴力防止法の内容の周知を徹底
 - 男女共同参画局のホームページにおいて、法律、制度、関連通知等に関する情報を提供
 - DV相談ナビによる相談機関の案内【TEL:0570-0-55210(ここにでんわ)】
- 5 調査研究の推進
 - 男女間における暴力に関する調査

性犯罪対策

- 男女共同参画センター相談員等に対する研修
- 被害者支援に関する調査研究

女性に対する暴力をなくす運動

- 平成13年6月5日 男女共同参画推進本部決定
- 毎年11月12日～25日(25日:女性に対する暴力撤廃国際日)

女性に対する暴力に関する専門調査会

- 【設置】平成13年4月、男女共同参画会議の下に設置。
- 【構成】有識者10人により構成
- 【調査検討内容】
配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の各分野の施策の在り方などについて調査検討を行う。

法の施行状況等について調査、審議を行い、同法及び関連する施策に関する課題を整理

女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議

- 【設置】平成12年8月、男女共同参画推進本部に設置。
- 【構成】内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、最高裁判所(オブザーバー)

人身取引対策

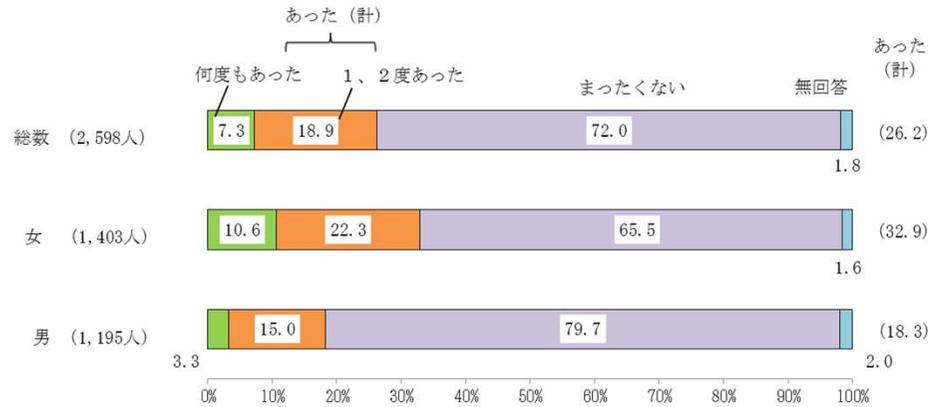
- 「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」に参画
- 女性に対する暴力の観点から、人身取引根絶に向けての広報啓発(ポスター及びリーフレットの作成)を担当





配偶者からの被害経験（性別）

「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがある



（備考）

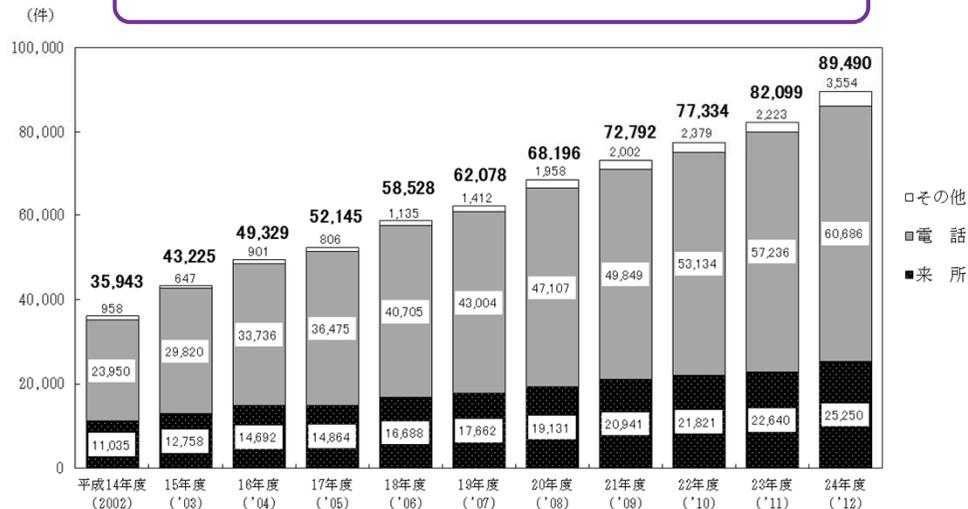
1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成23年）より作成。
2. 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた。
3. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
4. 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。

地方自治体が設置した配偶者暴力相談支援センター数

232か所（うち市区町村設置：59か所）

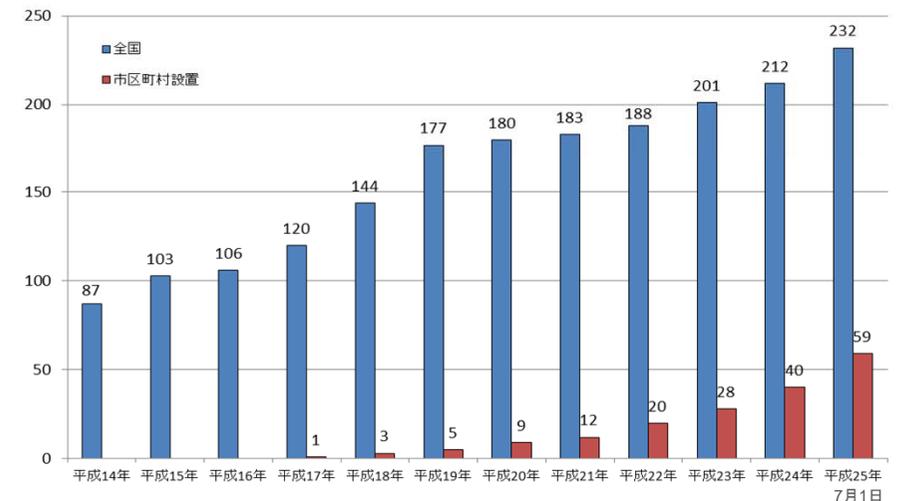
※平成25年7月1日現在（内閣府調べ）

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



（備考）内閣府資料より作成。

（か所）



※平成14～24年は4月1日現在

（備考）内閣府資料より作成。